

1. 一般共通事項

施工 計画書	☐	工期の途中で、施工体制や施工方法に変更があった際、変更施工計画書が提出されていない。
	☐	工事写真で電子黒板を使用する際、施工計画書に使用機器(ソフトウェア)等を記載していない。
	☐	工期の途中で、市側の監督員や総括監督員が変更になった際、緊急連絡体制が修正されていない。
	☐	安全衛生管理計画表に社内検査員が記載されていない。
	☐	安全衛生管理計画表に「社内検査」事項の記載がない。
	☐	施工に必要な資格者一覧と資格者証の写しに相違がある。
	☐	施工に必要な資格があるが、一覧に記載がない。
	☐	予想される災害・公害の種類と対策に、「熱中症」の項目がない
	☐	試験の項目に、試験圧力や時間などの具体的な試験方法が記載されていない。
施工体制 台帳	☐	各業者の作業員名簿を添付していない。(令和2年10月から義務付けられている。)
	☐	施工体制台帳、再下請負通知書と注文書、注文請書の内容が一致していない。
	☐	注文書・注文請書・基本契約書(約款含む)を添付していない。
	☐	契約変更が行われているが、変更分の注文書・注文請書の追加添付がない。
	☐	基本契約書(約款)に、建設業法で定める重要15項目(工事内容、工事着手及び完成の時期、請負代金の支払時期及び方法他)を記載していない。
	☐	外国人従事者がいる際、雇用関係、技能実習生、在留資格を元請として確認してください。
	☐	主任技術者の要件となる経歴証明書が添付されていない。
	☐	主任技術者の要件となる実務経験年数が不足している。(実務経験10年以上等)
	☐	主任技術者になりうる国家資格等に、誤りがある。 (管工事の主任技術者に電気工事士等は該当しないなど)
	☐	施工体制台帳等に、最新の様式を使用していない。
	☐	下記の書類が不足している。 【受注者との契約関係書類】 ☐ 施工体系図 ☐ 契約書写し(発注者福岡市との契約書写し) ☐ 技術者の雇用関係証明書写し(健康保険等写し・所属会社の雇用証明書等) (個人情報のため、健康保険等写しの中の記号・番号・保険者番号は消去) ☐ 技術者の資格証明書の写し(または実務経験書類等) 【一次下請けとの契約関係(業者毎)書類】 ☐ 施工体制台帳 ☐ 一次下請けとの注文書(工事下請負契約約款含む)(写し) ☐ 一次下請けとの注文請書(工事下請負契約約款含む)(写し) ☐ 一次下請け 作業員名簿 【二次以降の下請けとの契約関係(業者毎)書類】 ☐ 再下請負通知書 ☐ 注文書(工事下請負契約約款含む)(写し) ☐ 注文請書(工事下請負契約約款含む)(写し) ☐ 作業員名簿
	☐	主任技術者等(専門技術者)の氏名が記載されていない。
	☐	工期の途中で工期変更や業者の追加があった際、最新の情報に変更されていない。
地場企業 下請不使用 理由書	☐	1次下請けに、福岡市に本社(本店)のない請負業者がいる際、別紙5-1_地場企業下請不使用理由書が提出されていない。
建設リサ イクル法	☐	再資源化施設の搬入先の名称や所在地が、契約書の別紙に記載した内容と一致していない。
	☐	工事完了時に再生資源利用計画書(実施書)を提出していない。

1. 一般共通事項

建設業退職金共済制度	☐	建退共関係書類の様式変更(令和7年4月1日以後、契約分に適用) 〈様式掲載場所〉福岡市ホーム > 創業・産業・ビジネス > 公共工事・技術情報 > 工事基準 > 工事基準 > 3. 設備工事(営繕)における基準 > 工事様式 > 2. 様式集 【証紙貼付方式の場合】 ☐ 工事着手時、掛金収納書貼付台紙(01_現場着手前>05_掛金収納書貼付台紙)と掛金収納書(銀行等購入原紙貼付)を提出する。 ☐ 工期途中で証紙を購入した場合、完成までに掛金収納書貼付台紙(03_完成>02_掛金収納書貼付台紙)と掛金収納書(銀行等購入原紙貼付)を提出する。 ☐ 建設業退職金共済制度加入労働者数報告書(02_施工中>23_建設業退職金共済制度加入労働者数報告書)を提示する。その他の退職金制度を活用する業者がいる場合は、自社の就業規則や中退共の加入証明書等の写しを合わせて提示する。 ☐ 被共済者就労状況報告書(02_施工中>21_被共済者就労状況報告書)を提示する。 ☐ 工事別共済証紙受払簿(02_施工中>23_工事別共済証紙受払簿)を提示する。 ☐ 建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表(03_完成>03_建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表)を提示する。 【電子申請方式の場合】 ☐ 工事着手時、掛金収納書(電子申請方式)を提出する。 ☐ 工期途中で証紙を購入した場合、完成時に掛金収納書(電子申請方式)を提出する。 ☐ 建設業退職金共済制度加入労働者数報告書(02_施工中>23_建設業退職金共済制度加入労働者数報告書)を提示する。その他の退職金制度を活用する業者がいる場合は、自社の就業規則や中退共の加入証明書等の写しを合わせて提示する。 ☐ 被共済者就労状況報告書(02_施工中>21_被共済者就労状況報告書)を提示する。 ☐ 掛金充当書を提示する。 ☐ 建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表(03_完成>03_建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表)を提示する。 【建退共制度を活用しない場合】 ☐ 工事着手時、掛金収納書貼付台紙(01_現場着手前>05_掛金収納書貼付台紙)を提出する。 ☐ 建設業退職金共済制度加入労働者数報告書(02_施工中>23_建設業退職金共済制度加入労働者数報告書)を提示する。自社の就業規則や中退共の加入証明書等の写しを合わせて提示する。
	☐	建退共証紙を配布するには、元請事業主(証紙配布者)が建退共制度に加入することが必要だが、未加入。(交付された共済契約者証は、金融機関から「共済証紙」を購入するときに必要。)
	☐	建退共制度に加入していることを証明する黄色の加入済シールを、現場に掲示していない。
	☐	建退共加入者に対して、証紙を配布していない。
	☐	建退共証紙を配布している場合、受払簿を作成していない。(総括表を完成検査時、確認)
	☐	工事別共済証紙受払簿と被共済者就労状況報告書の内容が整理されていない。
	☐	証紙を購入した際の掛金収納書の発注者名が、福岡市長となっていない。(※水道局・交通局その他外郭団体の場合は異なる)
	☐	退職金関係書類〔提出・提示〕 【提出書類】 ☐ 掛金収納書提出台紙 ☐ 掛金収納書 【提示書類】 ☐ 建設業退職金共済制度加入労働者数報告書 ☐ 他の退職金制度に係る加入証明書 ☐ 被共済者就労状況報告書 ☐ 工事別共済証紙受払簿 ☐ 掛金充当書 ☐ 建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表

1. 一般共通事項

濃度測定 (酸素・ 硫化水素 等)	☐	作業日ごとの酸素濃度や硫化水素濃度等の測定記録を作成してない。
	☐	ピット、マンホール等の酸欠場所に入場する前ごとに、各種濃度等を測定していない。 (朝一の入場前、休憩後の入場前、各々測定)
	☐	送風機等を併用していない。
産業廃棄物処理	☐	契約書に日付が記入されていない。
	☐	マニフェストの照合、確認日の欄にサインと日付が記入されていない。
	☐	積み降ろしで県(自治体)が異なる場合、両県(自治体)の収集運搬業許可証(写し)が添付されていない。
	☐	産廃の工事写真を撮影する際は、処分施設内での荷降ろし中の写真は不要(危険な為)。
	☐	処分施設前での荷降ろし前後の写真がない。
日報 点検・ 記録関係	☐	それぞれの書類に、日付が記入されていない。
	☐	新規入場者教育、個別表が作成されていない。
	☐	持込機械点検記録の絶縁測定数値が記入されていない。
	☐	足場がある場合、点検記録が作成されていない。
アスベスト	☐	【アスベスト関係 確認書類】
	☐	①解体等工事に係る事前調査説明書面(元請業者・発注者の署名確認)
	☐	②事前調査結果報告書(様式第3の4 申請済み確認)
	☐	③事前調査結果等報告(様式第1号(第4条の2関係) システム(Gビズ)申請済み・申請番号確認)
	☐	④建築物等の解体等の作業に関するお知らせ(現場掲示用)
	☐	⑤有資格者(石綿含有建材調査者)の写し確認
	☐	有資格者等による事前調査が行われていない。また、資格の写し等がない。
	☐	事前調査結果を発注者へ書面にて説明していない。
	☐	事前調査結果が石綿事前調査結果報告システムに登録されていない。(請負金額合計100万円以上)
	☐	建築物等の解体等の作業に関するお知らせがA3サイズ以上の大きさと公衆の見やすい場所に掲示していない。
工事実績 情報登録 (コリンズ)	☐	契約当初、工事契約金額500万円以上の場合に、コリンズが登録されていない。 (発注機関へ情報を提供し、入札参加業者の工事実績及び手持ち工事の状況、配置技術者の工事経歴及び従事状況等を把握するために登録)
	☐	コリンズが、契約時・変更時・竣工時に登録されていない。
	☐	コリンズが、規定日(契約日・変更契約日・完了日)の10日以内(土曜日・日曜日・祝祭日含まない)に登録されていない。 (注意)当初申込日ではなく、登録完了日が10日以内。
	☐	工期途中で契約金額が500万円以上になった際、コリンズが登録されていない。
その他	☐	着手届の提出は不要。(令和7年4月1日以後、契約分)
	☐	工事写真の綴じ込みにおいて、見開き時の写真が、写真(内側)メモ欄(外側)の並びになっていない。
	☐	工事写真のサイズが統一されていない。
	☐	官公庁との協議事項が書面で残されていない。(消防、水道、道路下水道、警察等)
	☐	防火区画貫通処理の写真が撮られていない。(防火キャップやフィブロック)
	☐	提出が必要な承諾図が提出されていない。(建築設備工事施工の手引き 別紙3参照)
	☐	承諾図に使用資材一覧表(納入業者等の入力様式)が添付されていない。
	☐	労災保険関係成立票の掲示において、事業代理人の氏名欄に現場代理人の氏名を記入している。 (事業代理人:本来事業主が行うべき労働保険の手続きを代理させる場合に選任する⇒現場代理人を指しているわけではないので選任しない場合は空欄)
	☐	工事写真に黒板情報電子化(電子黒板)を使用した際、改ざん等がないかの信憑性チェックを実施した結果資料を監督員に提出していない。
	☐	提出書類の記載に、消せるボールペンを使用している。

2. 各種工事(営繕)

空調（換気含む）設備工事	☐	換気扇等と天井ボードの隙間をアルミテープで塞がれていない。 (隙間があることで天井内の空気がショートカットするのを防止するため)
	☐	室外機に、設置年月など、カッティングシート等で表示されていない。(テプラは屋内のみ、屋外では耐久性がないため)【例】ACP-1 職員室 2023年5月設置 冷媒追加充填量〇kg
	☐	室内機に、ACP-1(職員室)など、テプラ等で表示されていない。(屋内表示はテプラ可)
	☐	室内リモコンに、ACP-1(職員室)など、テプラ等で表示。(内機・リモコン表示の連動)
	☐	各リモコンの完成写真を撮影。(テプラ等で表示後の完全完成写真を撮影願います)
	☐	全熱交換器リモコンに、空調機と間違えないように、テプラ等で『換気』表示。
	☐	風量調整ダンパー等の開度がテプラ表示されていない。(全開使用ではなく、調整が必要なダンパー)
	☐	室内機・室外機を取り付け固定したダブルナット等にゆるみがある。
	☐	固定用ダブルナットを締め付け調整後、ボルトに3山(さんやま)程度の残りが無い。 (ねじ切りのボルト端部の使用を避けるため)
	☐	ダブルナット締め付け確認後、確認済みを表すアイマークを色マジック等で入れている。 また、確認済みを確認する写真を撮っていない。
	☐	室外機に転倒防止金具(屋上設置型は、落下等の危険性があるため、転倒防止金具が必要なことが多い) 及び防振ゴム(騒音・振動対策)を取り付けていない。
	☐	室外機基礎の取付け用アンカーボルトを選定した根拠資料がない。 【例】M10 ケミカルアンカー埋設深さ80mm以上 耐震計算書(主に空調メーカー作成)等
	☐	アンカーボルト施工状況写真を撮影。(施工内容証明のため必要)
	☐	【例】(1)使用するアンカーボルト等の太さ、長さが分かる写真。
	☐	(2)穴あけ用のドリルの太さ、長さが分かる写真。
	☐	(3)穴あけ後の清掃状況が分かる写真。
	☐	(4)穴あけ深さが分かる写真。
	☐	(5)基礎上部に出ているアンカーボルトの長さが分かる写真。
	☐	(6)ダブルナット、アイマークの施工が分かる写真。
	☐	室内機吊り用アンカーボルトの施工状況写真も撮影しましたか。(施工内容証明写真あり)
	☐	室内機更新時は、天井打ち込みの受けアンカーも更新しましたか。(更新証明写真あり)
	☐	室外機冷媒管カバー継ぎ目のコーキング処理。(雨水浸水等の対策)
	☐	天井内の保温付き冷媒管について、保護プレート(支持)の取り付け必要。 (配管荷重による保温材の潰れ防止等、保護プレート長さ150mm以上)
	☐	ドレンアップの立上げ管(配管トップまで)に保温がされていない。(長期的な結露防止対策)
	☐	天井内の冷媒管、ドレン配管の支持間隔が、標準仕様書(設計図書)どおり施工できていない。 また、支持間隔を証明する写真が撮られていない。
	☐	室外機フィンに折れ曲がりがある。(フィン起こしなどの調整。機器搬入・据付時、要チェック)
	☐	撤去する各空調機の冷媒等のフロン等回収写真を撮影しましたか。
	☐	①冷媒等フロン回収②冷媒配管等耐圧測定③真空引き乾燥工程の3種類を写真撮影しましたか。
	☐	【フロン回収関係 必要書類】下記のとおり3種類(証明書は①or②どちらか)必要
	☐	フロン類回収実績報告書(市様式、監督員確認印あり)
	☐	①第一種フロン類【受入】証明書(※再生処理をした時)(証明書は①or②どちらか)
	☐	②第一種フロン類【破壊】証明書(※破壊処理をした時)(証明書は①or②どちらか)
	☐	回収依頼書 兼 委託確認書(複写書類)
	☐	冷媒管等、24時間以上の耐圧測定写真を撮影。(ゲージの前後の写真も含めて、時計は日付入りのデジタル時計もしくはスマホ)
	☐	【真空引き工程 証明写真撮影】(ゲージの真空引き前後の写真も含めて)
	☐	真空引き前のゲージ写真、真空ポンプ運転開始時間などが分かる状況写真(時計、スマホ可)
	☐	ゲージ圧-0.1Mpa以下の確認写真、真空ポンプ停止時間が分かる写真(時計、スマホ可)
	☐	真空ポンプ停止後、圧力が上昇しないことを確認写真(時計、スマホ可)

2. 各種工事(営繕)

空調 (換気含む) 設備	☐	上記の詳細真空工程写真を撮影するのは、タイプ別で可能。【例】全30台の室外機が真空引き対象機器となるが、機器タイプが2種類の場合は、詳細な真空工程写真は2台撮影し、他28台は簡略写真で可
	☐	塩ビ管の固定がUバンドになっていない。
	☐	冷媒管の吊りバンドに保護プレートが入っていない。
	☐	電動昇降パネルの降ろし時高さを施設管理者に確認していない。
	☐	天井埋込型換気扇のダクト着脱アタッチメントが入りきっていない。
	☐	制御盤内に図面(配線図、シーケンス等)が入っていない。(空調工事内で盤内改修を行った場合)
	☐	室外機の設置場所が図面上でコンクール基礎に固定となっているが、エアコン架台ブロック固定など、設計図面との相違がある。
	☐	天井埋込型換気扇のダクト固定ビスが換気扇のチャッキ弁に接触し、運転時異音がする。

2. 各種工事(営繕)

給排水 衛生設備工事	☐	バルブハンドルに、上水、中水の区別の塗装がされていない。(上水⇒青色、中水⇒若草色、誤接続防止)
	☐	中水バルブボックスを取替した時は、ボックス表面も若草色の塗装をしましたか。(誤接続防止)
	☐	今回工事で取り替えたバルブに、バルブ札を取り付けていない。
	☐	バルブ札の裏面に【系統】【サイズ】【更新年月】などが記入されていない。 (例)【系統】上水 西側1階便所・西側手足洗い場系統 【サイズ】40A 【更新年月】令和5年4月
	☐	屋内バルブ札はボールチェーン等で取り付けていますか。(屋内で風等がない場所)
	☐	屋外バルブ札はインシュロック等で取り付けていますか。(風雨が当たる場所、飛ばされて危険なため)
	☐	各給水配管に表示テープを巻いていない。(上水⇒青色、中水⇒若草色) (表示テープ等は、「福岡市R7～8水道管」等、なるべく施工年が入った表示テープを使用すること。 次回の改修時、配管の使用年数が容易に確認できて、工事業者が対応しやすいため。)
	☐	工事対象に建物内部の中水配管施工がある場合、VA・VD管に若草色の塗装及び表示テープを していない。なお、中水配管で保温工事が必要な場合は、配管に若草色の塗装後、保温の上に若草色 の表示テープを巻くこと。(誤接続防止のため)
	☐	工事対象に外部の中水配管施工がある場合、土中配管PP・PE管を黄色のポリスリーブおよび若草色 の中水表示テープで巻いていない。
	☐	工事対象に中水配管施工(飲用不可の井水等含む)がある場合、クロスコネクション(誤接続)がないことを 確認するための各検査(着色試験+バルブ開閉+目視確認等)を行っていない。(検査記録も残すこと。)
	☐	中水の利用がある場合、①社内検査、②監督員検査を完了のこと。(①②各々、検査記録も残すこと。)
	☐	中水の利用がある場合は検査時に、再度、中水着色、バルブ開閉等で検査を実施するので準備のこと。
	☐	各種検査書類及び各検査の状況写真を残していない。 (配管耐圧検査(1次側1.75MPa 2次側0.75MPa等)、排水状況・漏水有無・据付状況確認等)
	☐	配管のねじ切り部に、さび止め塗装をしていない。
	☐	配管の接続部にシール材((例)ヘルメシール+シールテープ等)を使用していない。
	☐	配管貫通部と壁材の隙間がプレートで隠れていない。
	☐	異種金属配管の接続部に絶縁継手を使用していない。(電蝕防止対策)
	☐	配管の電蝕防止対策で絶縁継手等を使用した時は、絶縁処理が分かるように写真を撮影すること。
	☐	給水管・排水管の洗管が十分に行われていない。(洗管理由:配管切削等による鉄粉などの不純物除去、 接着剤等による白濁防止、新設配管施工等による臭気対策のため。)
	☐	衛生器具類の汚れが清掃されていない。(SKの水栓、ストレーナーの清掃含む)
	☐	排水管の勾配を証明する写真(1/50・1/100各々)が撮られていない。
	☐	配管表示杭、表示ピンの設置が不足している。(曲がりごとに設置しているか、矢印方向等正しいか確認)
	☐	便所の床面が乾式シート仕上げの場合、洋風便器とシート継ぎ目をコーキングでシールしましたか。 (汚水が食い込み、臭気と汚れ防止のため。湿式の場合はコーキング必要なし、水洗いするため効果なし)
	☐	横走り管等の支持間隔が、公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)どおり、施工されていない。 (配管の吊り金物による吊り、形鋼振れ止め支持)
	☐	室内からの汚水・雑排水の流れが、健全でない。また、検査報告書等を作成していない。
	☐	天井裏等の排水管漏水確認が行われていない。
	☐	屋内からの流水試験が行われていない。桝から桝への勾配が健全でない。
	☐	既設桝との接続状況及び勾配が、健全でない。桝内の健全状況を証明する写真が撮られていない。
	☐	既設桝等の排水が不良の場合、市監督員に報告してください。(できれば現状の不良写真を撮ること。)
	☐	【屋上施工あり】高架水槽、消火補給水槽等のタンク・槽類
	☐	タンク・槽類にカッティングシート等で表示をしましたか。 (①名称②容量③設置年月④付属配管のルート矢印と上水、中水、井水、蒸気、ドレン等の区分)
	☐	タンク・槽類の設置固定は、メーカーから提出された耐震計算書等に基づいたアンカーボルト等を選定し ましたか。(特記仕様書に記載されている耐震措置は確認しましたか)
	☐	耐震計算書等に基づいたアンカーボルトの証明する写真を撮りましたか (アンカーボルト①太さ、②長さ、③埋込長さ、④ドリルの太さ・テーピング位置、⑤地上部の長さ)

2. 各種工事(営繕)

給排水 衛生設備工事	☐	洗面器下排水管の床貫通部に排水プレートもしくはコーキング処理がされていない。
	☐	紙巻器の取付ビス頭駆動部にバリが出ている。
	☐	塩ビ管の固定がUバンドになっていない。
	☐	小便器の吐水がリップ(タレ受け)の内側まで流れるように水量が調整されていない。
	☐	標示杭が地面から大きく出ている。(運動場、通路部等はつまづかないよう高さ調整) (花壇内の杭は高さがあるてよい)
	☐	電気給湯器の出湯口ではなく、混合湯口に給湯管を接続している。(高温専用水栓がある場合)
	☐	電気給湯器の温度設定を施設管理者に確認していない。
	☐	フロートスイッチが仕様書のとおり動作しない。(要試運転)
	☐	理科室流しの勾配が不良で水が流れきらない。(メーカーの施工要領に基いて施工する)
	☐	施工計画書に記載した社内検査員が、検査を行っていない。また、検査報告書・是正報告書などが残っていない。(各機器・器具、屋内給水・排水、屋外給水・排水等の社内検査を行っていますか)
保温工事	☐	洋風便器蓋とタンク接触部に緩衝材(通称:涙目)が付けられていない。
	☐	保温材の仕様における密度選定が適切でない。(40kg/m ³ 、40Kが必要な箇所に32kg/m ³ 、32Kを使用している等)
	☐	外装継ぎ目のコーキングに未施工部分がある。
土工事	☐	保温(アルミテープ等)の剥がれがある。
	☐	基礎等、コンクリートのバリ取り・面取りがされていない。
	☐	コンクリートの型枠撤去後の釘抜き穴が補修されていない。
	☐	コンクリート基礎の厚さや鉄筋ピッチが図面を満たしていない。
	☐	コンクリート基礎の鉄筋ピッチが確認できる写真がない。(スケール入り)
	☐	アスファルト復旧の際、アスファルト等の厚さが確認できる写真がない。(スケール入り)

2. 各種工事(プラント)

プラント工事	☐	塩ビ管の支持固定に、UバンドではなくUボルトを使用している。
	☐	炭素鋼鋼管、鋳鉄管とステンレス鋼管を接続する際、絶縁スリーブ、ワッシャ等で異種管処理を行っていない。
	☐	絶縁スリーブ等に隙間があり、異種金属同士が直接接触している。
	☐	弁類のハンドル開閉表示について着色して明記されていない。
	☐	散水栓等で飲料水以外のものを使用している場合、『飲料不適』の表示がされていない。
	☐	機器や配管類に、名称や矢印の表示が行われていない。
	☐	転落防止、突起保護、注意喚起表示などの安全対策が施されていない。
	☐	既設物撤去後の撤去跡の補修が施されていない。
	☐	機器や配管類の塗装剥がれがある。
	☐	機器や配管類、支持金物等の固定部分について、緩みのチェックのためのマーキングが行われていない。
	☐	屋外や水中部等の支持固定ボルト・ナットについて、ステンレス鋼が使用されていない。
	☐	気泡・ガス等が溜まる可能性がある配管施工となっている。
	☐	脱臭ダクトについて、結露水が溜まるようなルートになっている。
	☐	機器名称やモーター回転方向が明示されていない。
	☐	圧力計等の計器類が維持管理者から見えやすいよう取り付けられていない。
	☐	点検口内の落下防止用格子蓋に、チェーン等による蓋の落下防止措置が施されていない。
	☐	水中ポンプ、水中攪拌機等と吊り上げ用チェーンの接続シャックルに、弛み防止用のSUS製割ピンが施されていない。
	☐	水中ポンプ、水中攪拌機等のケーブルについて、余長があるにもかかわらず、吊り上げ時に支障がない位置にまとめられていない。
	☐	ポンプの圧力計等について、圧力計保護用のバルブが設置されていない。また、圧抜き用のドレン配管が設けられていない。
	☐	消泡ノズルが水位計等、計器類の近くに設置され、誤計測を引き起こす可能性がある。
	☐	サンプリング配管が、維持管理者が使用しやすい位置に設置されていない。(維持管理者と要協議)
	☐	VD等の開度調整後に使用点ができるマーキングが施されていない。「調整済」「調整年月」札も付ける。
	☐	脱臭ダクトのドレン排水がコンクリート床面等に開放されている。(酸性が強いため、コンクリート劣化を招く。)
	☐	屋外で塩ビ管を使用する際、耐光性が考慮されていない。(カラーVP等)
	☐	配管途中の弁等の重量物について、サポートで固定されていない。
	☐	配管途中の計器類について、点検・修繕等で容易に取り外せるよう考慮されていない。
	☐	汚泥配管の逆止弁等について、蓋の取り外しができるような設置向きを考慮していない。
	☐	高所に設置されている弁について、維持管理を考慮したチェーン付ハンドルとなっていない。
	☐	バルブ操作用チェーンの長さが適切でない。(FL+300 程度)
	☐	バルブ操作用チェーンについて、チェーン掛け金具を設置していない。
	☐	管理動線について、機器の点検、修理及び清掃を考慮していない。
	☐	管理動線上の危険箇所にトラマーク及び緩衝材が取り付けられていない。
	☐	ゲージ類の必要な箇所に、管理値のマーキングが施されていない。
	☐	配電盤内の接続端子充電部等が防護されていない。
	☐	盤内の端子に、増し締め確認のマーキングが施されていない。
	☐	排油作業が容易に行えるスペースがない。(ドレンパンが入るスペースがない)
	☐	ポンプの給油量が適量でない。
	☐	各ドレン配管(ケーシングドレン等)が側溝まで配管されていない。
	☐	ボルトの突き出し長さが適切でない。(3山程度とする)

2. 各種工事(プラント)

プラント工事	☐	端子箱内、防湿のためのパテ詰め措置が施されていない。
	☐	余長ケーブルについて、切断または強固に結束固定されていない。
	☐	余長ケーブルの長さが、ピットから取出すのに十分でない。
	☐	制御盤内に図面(配線図、シーケンス等)が入っていない。
	☐	機械基礎等のコンクリート、モルタル部に浮きや仕上不良がある。
	☐	通路などに弁棒が飛び出る際、全開時のスピンドルに安全保護カバーが付けられていない。
	☐	スピンドルネジ部にグリースが塗布されていない。
	☐	ゲートを全閉した際のストッパーボルトの位置が適切でない。
	☐	スピンドルと扉体の固定用止めナットに緩み止め措置が施されていない。